

平成 16 年 5 月 24 日

各 位

会 社 名 株式会社 音 通
代 表 者 名 代表取締役社長 岡村 邦彦
(コード 7647 大証第二部)
所 在 地 大阪府高槻市栄町1-23-1
問 合 せ 先 代表取締役副社長 仲川 進
(TEL 072-696-9100)

ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 16 年 5 月 24 日開催の取締役会において、商法第 280 条ノ 20 および第 280 条ノ 21 の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を平成 16 年 6 月 29 日開催予定の当社第 24 期定時株主総会に提案することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを必要とする理由

当社への業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、株主様を重視した経営を一層推進するためであります。

なお、ストックオプションの目的で発行することから、下記要領に記載のとおり、本新株予約権については無償で発行し、新株予約権行使時に払込みをなすべき金額は下記（5）に定めるとおり時価を基準とした価額とします。

2. 新株予約権の発行要領

（1）新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役、監査役、従業員および業務委託取引先会社の役員ならびに当社関連会社の取締役および従業員

（2）新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式 400,000 株を上限とする。

なお、新株予約権を発行する日（以下、「発行日」という。）以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数（以下、「付与株式数」という。）を次の算式により調整し（1 株未満の端数は切り捨て）、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の合計した調整後付与株式数をもって新株予約権の目的たる株式の数とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、発行日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、当該時点で行使または消却されていない新株予約権を合計した調整後付与株式数をもって新株予約権の目的たる株式の数とする。

(3) 発行する新株予約権の総数

400 個を上限とする。

(新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数は 1,000 株とする。ただし、上記(2)に定める付与株式数の調整を行った場合には同様の調整を行う。)

(4) 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

(5) 各新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

発行日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)における大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が発行日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、発行日の終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行(時価発行として行う公募増資、ストックオプションとしての新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、発行日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込金額の調整を行う。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成 18 年 7 月 1 日から平成 23 年 6 月 30 日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

権利を付与された者(以下、「新株予約権者」という。)は、当該新株予約権の発行にかかる取締役会において割当を受けた当初の新株予約権者において、こ

れを行使することを要する。

新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められない。

新株予約権者は、一度の手続きにおいて新株予約権の全部または一部の行使をすることができる。ただし、当社の 1 単元未満の株式を目的とする新株予約権の行使は認められない。

新株予約権の発行時において当社の取締役、監査役、社員ならびに当社の関連会社の取締役、社員であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役、社員、嘱託社員または当社の関連会社の取締役、社員、嘱託社員であることを要する。ただし、当社の取締役、監査役または当社の関連会社の取締役が任期満了によりまたは法令変更に伴い退任した場合または当社もしくは当社の関連会社の社員または嘱託社員が定年により退職した場合および会社都合等の正当な理由による退職の場合は、この限りではない。

新株予約権の発行時において当社業務委託取引先会社の役員であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当該会社の役員であることを要する。ただし、当該新株予約権者が、新株予約権の行使時において、当該会社の役員でない場合であっても、新株予約権の行使に先立ち、当該行使にかかる新株予約権の数および行使の時期につき当社取締役会の承認を得た場合には、この限りでない。

その他新株予約権の行使の条件は、本総会終結の時以降に開催される取締役会決議により定める。

(8) 新株予約権の消却

当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件から外れた新株予約権については無償で消却することができる。

新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者が有する新株予約権のすべてを無償にて消却できるものとする。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。

(10) 細目事項

新株予約権に関する細目事項については、本総会終結の時以降に開催される取締役会決議により定める。

(注) 上記の決議は、平成 16 年 6 月 29 日開催予定の当社第 24 期定時株主総会において「株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件としております。

以上